

第1章 はじめに

1.1 計画の背景と目的

1.2 計画の位置づけ

1.3 計画の期間

1.1 計画の背景と目的

平成18年6月、国民の豊かな生活を実現するため、住生活基本法が制定され、同法に掲げられた基本理念や基本的施策を具体化し、それを推進していくための基本的な計画として、同年9月に住生活基本計画（全国計画）が策定されました。

本市においては、平成21年に、より良い住環境づくりを目指し、住宅政策の基本となる「大牟田市住宅マスタープラン」を策定し、住生活の安定及び向上の視点からさまざまな施策を推進してきました。

この間、本市では、人口減少に歯止めがかからず、また高齢化率は全国平均の20年先を推移し、あわせて空家も増加の一途を辿り、空家率が全国、県の平均を上回っている状況です。

今後の住宅政策としては、少子高齢化のさらなる進行や人口減少社会の到来、持続可能な社会への転換、老朽化した空家等の増加による住環境の悪化など、幅広い課題への対応が求められています。

また、質の高い住宅ストックを将来に継承し、住宅地の魅力の維持・向上により居住環境やコミュニティを豊かにすることも必要です。

このようなことから、本市では、住宅・住環境をとりまく変化に対応した新たな政策に取り組むことで、人にやさしい住宅・住環境が形成されたまちを実現することを目的として、「大牟田市住宅マスタープラン」を「大牟田市住生活基本計画」として改定しました。

第1章

はじめに

第2章

住宅・住環境をとりまく現状と課題

第3章

住生活の将来像と基本目標

第4章

基本目標に基づく施策展開

第5章

推進体制

資料編

1.2 計画の位置づけ

大牟田市住生活基本計画は、大牟田市総合計画で位置づけている「住宅・住環境の整備」を具体化するための住宅政策に関する基本となる計画です。

大牟田市住生活基本計画は、社会経済情勢の変化を踏まえ、住宅・住環境に関する基本的な理念と総合的かつ体系的に展開する施策を示します。

また、住宅・住環境に関する施策を効果的・効率的に展開するために、住生活基本法に基づく福岡県住生活基本計画や本市の関連計画との調整を図り、大牟田市の住生活基本計画として位置づけます。

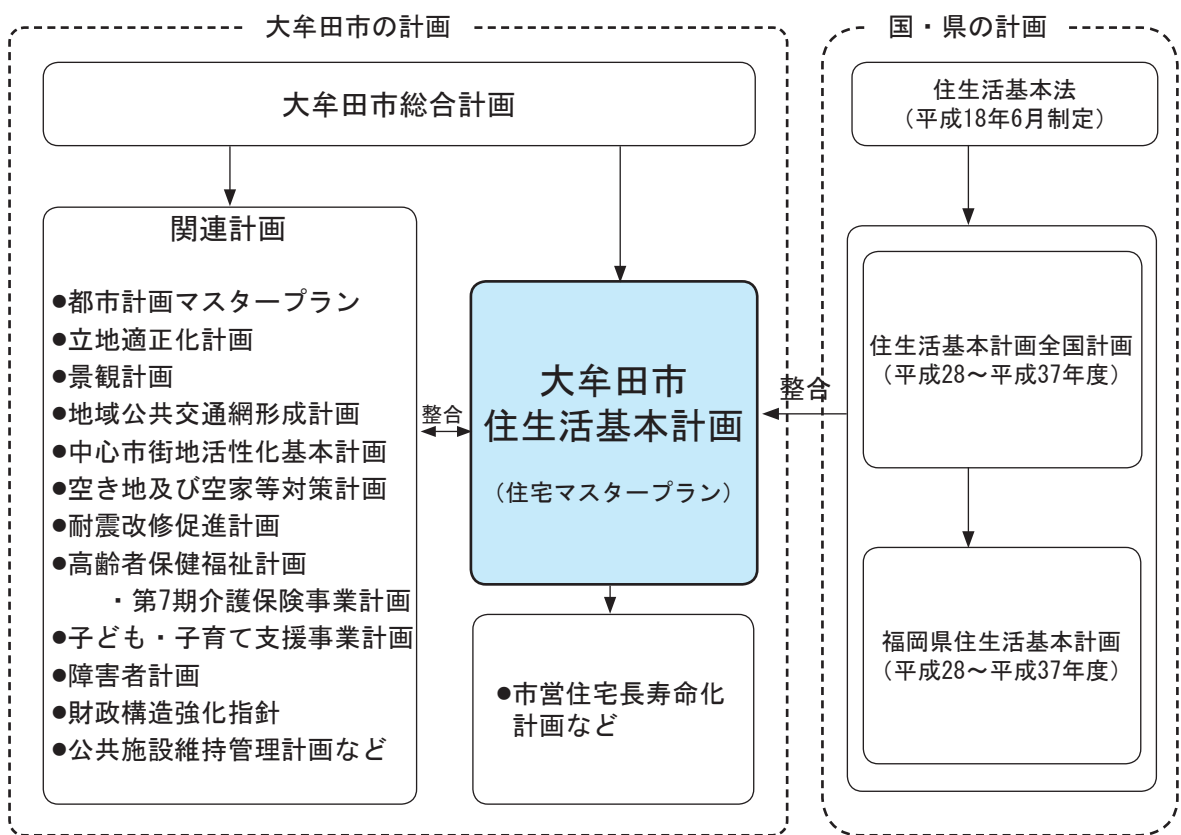


図1.1 計画の位置づけ

1.3 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度から概ね10年間を計画期間とし、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行います。